

○甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に
関する条例施行規則

平成27年3月31日

規則第7号

改正 平成28年3月31日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年3月条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 条例第3条に規定する利用者負担額は、支給認定保護者の属する世帯の階層区分に応じ、別表に定める額とする。

2 4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税の課税額により、9月から翌年の3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税の課税額により算定するものとする。

3 利用者負担額の算定に当たつての年齢は、当該年度の初日の前日における年齢とし、当該年度中は、その年齢を適用する。

(利用者負担額の納付等)

第3条 支給認定保護者は、その月分の利用者負担額を、当該月の末日までに納付しなければならない。

2 前項の利用者負担額のうち保育所（法第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）に係るものについては市長に、それ以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設（保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者に納付するものとする。

3 市長は、法附則第6条第5項の規定により、保育所に係る利用者負担額の収納の事務を私人に委託することができる。

4 前項の規定による利用者負担額の収納の事務の委託に関する取扱いについては、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）に定めるところによる。

(利用者負担額の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯であつて、利用者負担額を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 当該世帯の主たる所得者が倒産等やむを得ない理由により失業又は休廃業をし、世帯の収入が著しく減少した世帯
- (2) 当該世帯の主たる所得者が傷病により失業又は休廃業をし、世帯の収入が著しく減少した世帯
- (3) 世帯の居住用家屋が天災その他の不慮の災害により損害を受けた世帯

2 前項の規定により利用者負担額の減額又は免除を受けようとする者は、利用者負担額減免申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、審査の上、利用者負担額減免可否決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

（その他の事項）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 甲府市保育料徴収規則（昭和56年3月規則第24号）は、廃止する。
- 3 平成27年4月から同年8月までの間における利用者負担額の算定に当たっては、階層区分の決定に際し、市長は、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第2条関係）

- 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特定地域型保育（特別利用地域型保育に限る。）を受けたときの利用者負担額

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
第1階層	生活保護世帯等	0円

第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯又は当該年度分の市町村民税の課税世帯のうち均等割の額のみ在世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	2,200円
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	12,900円
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,800円
第4階層	当該年度分の市町村民税が77,100円を超え211,200円以下の世帯		18,200円
第5階層	当該年度分の市町村民税が211,200円を超える世帯		23,400円

2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担額

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	0円	0円	0円
	ひとり親世帯等以外の世帯	4,400円	4,400円	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円

C1階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯のうち、均等割の額のみ在世帯		10,400円	10,200円	7,600円	7,500円	7,600円	7,500円
C2階層	A階層を除き、当該年度	48,600円未満	14,200円	14,000円	10,600円	10,400円	10,600円	10,400円
D1階層	分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税	48,600円以上 52,000円未満	17,200円	16,900円	14,600円	14,300円	14,600円	14,300円
D2階層	の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	52,000円以上 67,000円未満	19,200円	18,900円	16,600円	16,300円	16,600円	16,300円
D3階層		67,000円以上 85,000円未満	20,200円	19,900円	17,600円	17,300円	17,600円	17,300円
D4階層		85,000円以上 97,000円未満	27,400円	27,000円	23,600円	23,200円	23,600円	23,200円
D5階層		97,000円以上 143,000円未満	29,800円	29,300円	26,600円	26,200円	24,800円	24,400円
D6階層		143,000円以上 155,000円	36,400円	35,900円	28,400円	27,900円	25,000円	24,600円

	未満						
D7階 層	155,000円 以上 169,000円 未満	40,800 円	40,200 円	28,400 円	27,900 円	25,000 円	24,600円
D8階 層	169,000円 以上 237,000円 未満	44,400 円	43,700 円	28,400 円	27,900 円	25,000 円	24,600円
D9階 層	237,000円 以上 301,000円 未満	48,200 円	47,400 円	28,400 円	27,900 円	25,000 円	24,600円
D10階 層	301,000円 以上	48,400 円	47,600 円	28,400 円	27,900 円	25,000 円	24,600円

備考

- 1 この表において、「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2 この表において、「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) ひとり親世帯
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
 - (2) 障がい児又は障がい者のいる世帯
次に掲げる者（在宅である者に限る。）を有する世帯をいう。
ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育

手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯

生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

- 3 この表において、「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育時間を8時間を超え11時間までとするものをいい、「保育短時間」とは、同項の規定により1日当たりの保育時間を8時間までとするものをいう。
- 4 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層からD10階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 5 前項の場合において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 6 B階層からD10階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、次の各号に掲げる就学前児童に係る利用者負担額は、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 就学前児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） 別表の1又は別表の2に定める利用者負担額
 - (2) 前号に掲げる者以外の就学前児童のうち、年長者（該当する児童が2人以

上の場合は、そのうち1人とする。) 別表の1又は別表の2に定める利用者負担額の2分の1に相当する額

(3) 第1号及び前号に掲げる者以外の就学前児童 零

- 7 C1階層からD10階層までの世帯であって、ひとり親世帯（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に定める児童扶養手当を受給している世帯及びこれに準ずる父子世帯に限る。））、障がい児又は障がい者のいる世帯及びその他の世帯に該当する世帯については、別表の2により算定した利用者負担額の直近下位の利用者負担額を適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

（申請者）

住 所

氏 名

㊟

利用者負担額減免申請書

次のとおり、利用者負担額の減免を申請します。

児童名	年齢	保育所等名	階層区分	利用者負担額

減免を申請する理由

添付書類（上記理由を証するもの）

1

2

第2号様式（第4条関係）

福発第 号
年 月 日

様

甲府市長 印

利用者負担額減免可否決定通知書

平成 年 月付けで申請のありました利用者負担額の軽減については、次のとおり決定したので通知します。

児童名	年齢	保育所等名	階層区分	利用者負担額

決定	1 減免基準に該当するので、次のとおり決定する。 (1) 免除する。 (2) 減免する。（徴収する利用者負担額 月額 円） (3) 減額（免除）する期間（ 年 月から 年 月まで） ※
	2 減免基準に該当しないので、減免を行わない。

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

（平28規則30・改）